

「製品プラスチック回収の取組」について

1 製品プラスチック回収の概要

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市区町村は製品プラスチックの分別収集や再商品化に努めることとされた（努力義務）。

そこで本市は、令和5年10月から「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始したところである。

なお、一括回収の実施は、政令指定都市としては、仙台市（令和5年4月開始）、京都市（同）に続き、3番目となる。

2 本市の一括回収の概要

(1) 開始時期

- ① 月曜日回収地域 令和5年10月2日（月） ③ 木曜日回収地域 令和5年10月5日（木）
② 火曜日回収地域 令和5年10月3日（火） ④ 金曜日回収地域 令和5年10月6日（金）

(2) 対象範囲 市内全域

(3) 内 容 市民は週に1回、緑色の指定袋で資源化物ステーションに排出

(4) 収集するもの

- ① 容器包装プラスチック
② 製品プラスチックのうち、次の要件を満たすもの。
ア プラスチックだけでできているもの
イ 1辺の長さが50cm未満のもので指定袋に入る大きさのもの

(5) 収集見込量 年間10,000トン（そのうち、製品プラスチックは1,500トン）

【製品プラスチックの例】



3 本市のプラスチック処理施設について

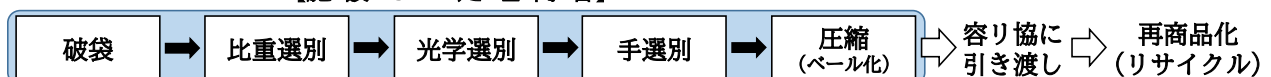
(1) 受託事業者：株式会社ビートルエンジニアリング（市内企業）

(2) 施設所在地：北九州市若松区響町一丁目105-24（エコタウン内）

(3) 処理の特徴：光学選別機をはじめとする最新機器の導入し、効率的な処理を行う。

令和5年度の再商品化は、容器包装リサイクル協会へ引き渡し、令和6年度以降は、国から再商品化計画の認定を受け、独自に処理する予定

【施設での処理内容】



【参考資料】 仙台市におけるプラスチック処理について

1 本市と仙台市の比較

項番	項目	北九州市	仙台市
1	一括回収開始年月	令和5年10月	令和5年4月
2	収集方法	収集頻度	週1回
		収集方式	指定袋ステーション方式
		排出方法	指定袋に容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に入れる
3	製品プラスチックの分別基準	①プラスチックだけでできているもの	プラスチックだけでできているもの
		②1辺の長さが50cm未満のもの	(概ね30cmを超えるものは粗大ごみ)
4	再商品化方法(リサイクル方法)	容器包装リサイクル協会に引き渡し	再商品化計画に基づく独自処理

2 仙台市処理施設

- (1) 受託事業者：J & T環境株式会社仙台事業本部
- (2) 施設所在地：仙台市宮城野区港1丁目6-1
- (3) 処理の特徴：選別等の中間処理から再商品化までを一体的に行っており、プラスチック製品の原料となるペレット(*1)やフラフ(*2)などに再商品化している。

(*1) 粒状(米粒)の形をした合成樹脂。主にフィルムや成型品の原料になる。

(*2) 収集したプラスチックを洗浄、異物除去、乾燥し、細く裁断したもの。主に化石燃料の代替燃料として活用される。



(出典：J & T環境(株)HP)



ペレット



フラフ

(出典：日本容器包装リサイクル協会HP)